

川崎市で教育実習を受けられる皆さんへの注意事項

教育実習に当たり、実習生に注意してほしい事項を記載しています。十分な確認を行い、教育実習に臨んでください。

(1) 教育実習に対する心構え

実習生は、教壇に立ち、児童生徒の指導に直接携わります。教育実習中は、教員としての立ち居振る舞いが必要です。学校の教育活動に関わるという自覚と責任をもって臨んでください。

(2) 教育実習の日程

学校では、年間スケジュールの合間を縫って教員を目指す皆様のために実習期間を設定しています。その期間は最優先で実習に臨んでください。

(3) 教育実習への臨み方

教育実習中は学生ではなく、児童生徒にとっては「先生」です。教員と同様の立場であることを念頭に置いて行動してください。体罰をはじめ不適切な言動は、児童生徒を傷つけるだけではなく、市立学校や大学の信用を失うことになります。市立学校や大学の先生方の諸注意をよく踏まえて、教育実習に臨んでください。教育実習中に不適切な言動等があった場合には、教育実習を途中で中止することもあります。

(4) セキュリティ・個人情報保護について

①学校でのパソコン等の使用について

実習生が文書作成などのために学校で使用するパソコン等は、原則として、学校所有のものに限りです。学校でプリントアウトをする場合は、指導教員の指示の下で行います。（私物のパソコンやスマートフォンの使用は学校のルールを守ってください。また、USBメモリの持込み・使用はできません。）

②個人情報保護

児童生徒の個人名の入ったデータや文書を校外に持ち出すことはできません。知り得た個人情報を口外したり、ブログやSNS等に投稿したりするような行為も禁止します。

※個人情報に関する取扱いは、実習終了後も遵守してください。

(5) 教育実習中の連絡・相談

①児童生徒に関する連絡・相談

・教育実習中、児童生徒から個人的な相談を受けた場合は、担任や指導教員と打合せた上で対処してください。その際、児童生徒と一対一になることを避け、指導教員等の管理の下で児童生徒と接するなど、疑念を持たれるような言動は避けてください。

・児童生徒がトラブルを起こしたり、けがをしたりした場合は、すぐに担任又は近くの教員に連絡し、指示を仰いでください。また、相談等がある場合は、管理職や指導教員に声をかけてください。

②ハラスメント等に関する相談

実習中にハラスメントと疑われる行為を受けた場合は、実習校の管理職または教育委員会事務局教職員人事課（044-200-1903）まで御相談ください。

(6) 実習前・実習中の健康管理について

実習前・実習中は、自身の体調管理に努めてください。また、発熱等の症状が見られた場合は、速やかに管理職や指導教員に相談・報告してください。

(7) 実習校の往復（通勤）について

原則として、実習生は、徒歩又は公共の交通機関で通勤してください。